

居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取扱いについて

1 特定事業所集中減算の概要

特定事業所集中減算は、居宅介護支援の公正中立の原則について遵守を図る趣旨の減算です。判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、給付管理の対象となっている居宅サービスが位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、最もその紹介率の高い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、いずれかについて、正当な理由なく80%を超えた場合に、すべての居宅サービス計画に係る居宅介護支援費について200単位減算されるものです。

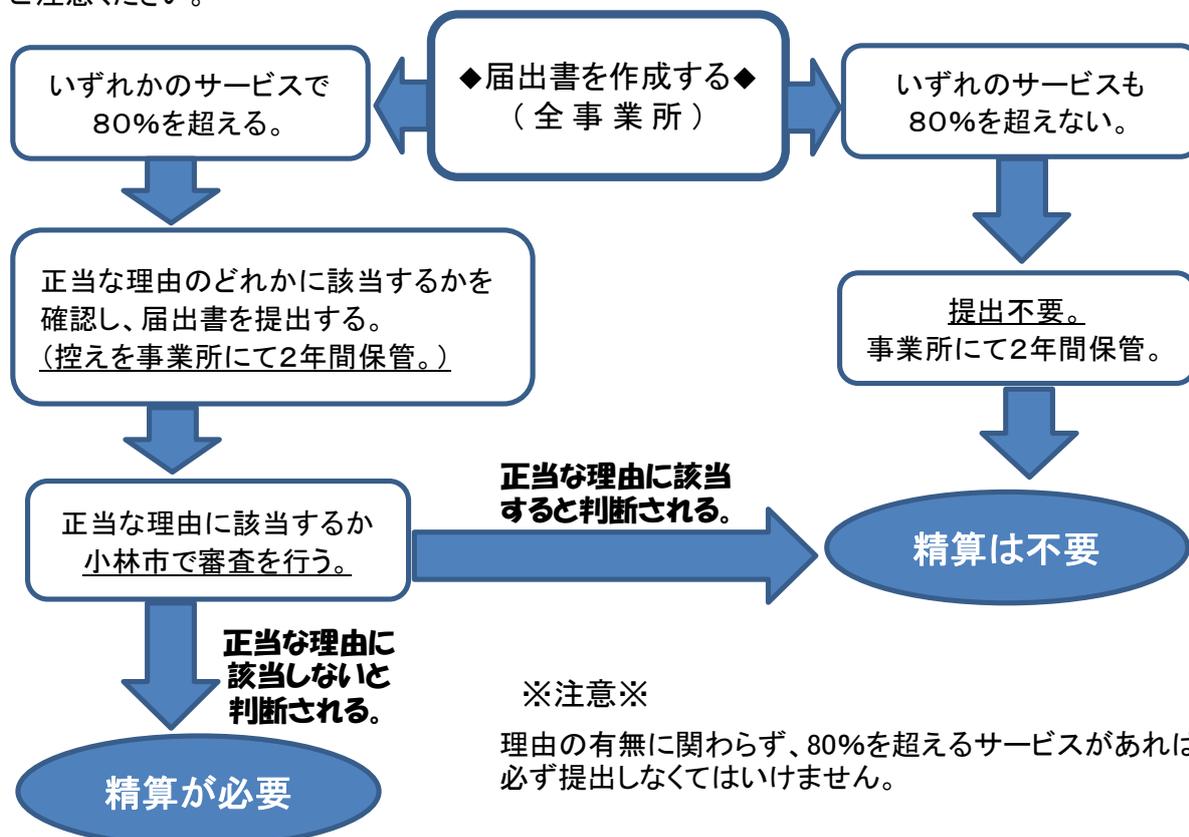
2 判定期間、市への報告期限、減算適用期間等

	判定期間	市への報告期限	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	9月15日	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	3月15日	4月1日～9月30日

3 判定から審査の流れ

判定期間ごとに、全事業所において80%超過がないか確認を行い、正当な理由の有無に関わらず、1事業所でも80%を超過する場合は、小林市に届出を行う必要があります。

期日までに市に提出がない場合は、正当な理由の有無に関わらず減算適用となりますので、ご注意ください。



4 算定方法 (通所介護の場合)

(1) 紹介率最高法人の割合

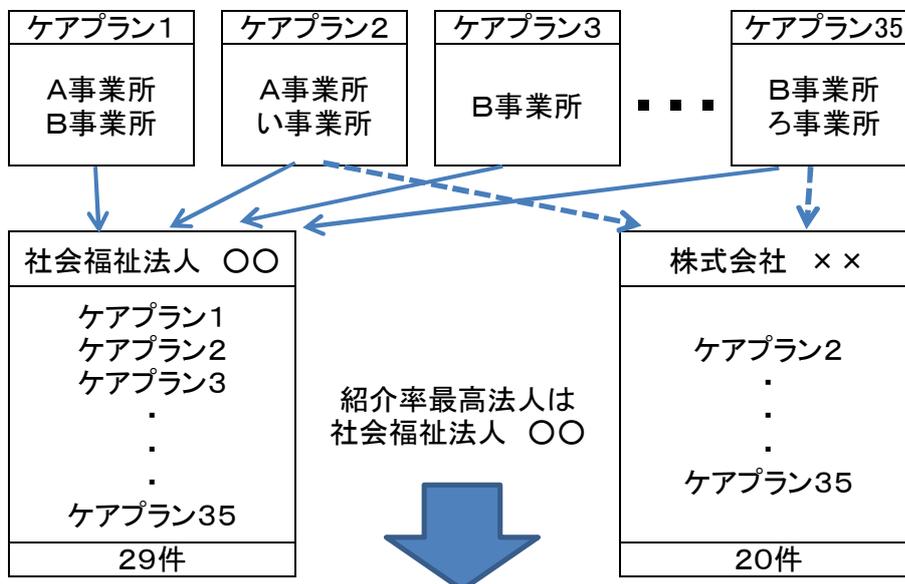
$$\frac{\text{通所介護に係る紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数}}{\text{通所介護を位置付けた居宅サービス計画数}} \times 100 \begin{matrix} > 80\% (\text{減算}) \\ \leq 80\% (\text{非減算}) \end{matrix}$$

(2) 紹介率最高法人の判定方法

※通所介護を位置付けた居宅サービス計画数が、全部で35件の場合

- A事業所 } 社会福祉法人 ○○ が有する通所介護事業所
- B事業所 }
- い事業所 }
- ろ事業所 } 株式会社 ×× が有する通所介護事業所

平成30年度から対象事業が
 ・訪問介護
 ・通所介護
 ・福祉用具貸与
 ・地域密着型通所介護
 に限定されましたので
 ご注意ください。



通所介護を位置付けた居宅サービス計画35件に対する
 社会福祉法人○○を位置付けた計画(29件)が占める割合は

$$29 \div 35 \times 100 = 82.9\% \quad (\text{小数点第2位以下四捨五入})$$

(3) 計算上の注意

- ケアプラン1の場合のように、開設者が同じ法人の事業所が複数位置付けられていても、その法人を位置付けた計画数は1件でカウントします。
- ケアプラン2の場合のように、開設者がそれぞれ違う法人の事業所の場合は、それぞれの法人で1件カウントします。
- ケアプラン1、2及び35の場合のように、2以上の事業所が位置付けられている場合でも、通所介護を位置付けた居宅サービス計画数はあくまで計35件です。
- 給付管理を行った居宅サービス計画を対象とします。
- 介護予防サービス計画は含まれません。
- 運営実態のあるみなし指定事業所は含まれます。

5 正当な理由の範囲（平成27年9月1日以降の小林市における取扱い）

「4 算定方法」により80%を超えた場合、超えるに至った理由について「正当な理由」があり、その理由が適切である場合には、特定事業所集中減算の適用を受けません。

No.	理 由
理由1	居宅介護支援事業所の運営規程に定める「通常の事業の実施地域」に、訪問介護等の事業所が、サービスごとでみた場合に、5事業所未満である場合 ※ みなし指定事業所(医療機関が実施する訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションのこと。)については「介護サービス情報公表システム」で検索できる事業所数でカウントする。
理由2	特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合
理由3	判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が、事業所全体で20件以下である場合
理由4	判定の結果80%を超えたサービスであっても、判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が10件以下である場合
理由5	サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより、特定の事業者に集中していると客観的な挙証資料により認められる場合 具体的には、以下のいずれかに該当するものとする。 ア 利用者からサービスの質が高い旨の理由書(様式4)を受けている場合であって、地域ケア会議、その他個別のケースを地域で検討する会議にその利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているプランを除いて再計算した結果、80%を超過しない場合 イ 判定期間中に新規・更新・変更した居宅サービス計画について、アセスメントの結果、各種加算等の体制を届け出ている事業所を位置付ける必要がある場合に、次の①もしくは②に該当するプランを除いて再計算した結果、80%を超過しない場合 ※ 該当するプランのアセスメント、居宅サービス計画第1表から第7表の写しを添付すること。 ① 各種加算等の体制を届け出ている事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域内に1箇所しかない場合 ② 各種加算等の体制を届出ている事業所について、利用者が適切な情報提供を受け、複数の事業所を比較検討し、利用者からサービスの質が高いことを理由にサービスを利用したい旨の理由書(様式4)の提出がある場合
理由6	その他、地域的な事情も含め諸般の事情を総合的に勘案し、正当な理由があると客観的な挙証資料により認められる場合 (該当する居宅サービス計画を除外して再計算を行った結果、80%を超過しない場合)

【留意事項】

※ 紹介率最高法人が80%を超えた理由が、上記の理由1～理由5に該当する場合は、届出書の⑤の該当番号に数字を記載してください。

※届出された正当な理由、提出された資料の内容によっては、資料の提出、追加を求めるなど、個別のヒアリングを実施する場合があります。また、正当な理由があるとして提出した場合でも、認められないとされた場合には、減算が適用されます。

6 判定様式

様式のエクセルデータは、小林市ポータルサイトからダウンロードできます。

◎ 小林市ポータルサイトページトップ → 暮らしの情報を見る → 各種申請書
→ 「居宅介護支援 集中減算届出書等様式」及び「居宅介護支援 集中減算の取扱い（小林市）」

様式①	居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書
様式②	居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る判定表
様式③	再計算書（正当な理由(5)又は(6)の場合）
様式③の2	再計算の対象にした居宅サービス一覧表（正当な理由(5)又は(6)の場合）
様式④	理由書

- ・様式②で紹介率最高法人を判定し、様式①により各サービスの紹介率最高法人の紹介率を算定します。
- ・80%を超えないサービスについても、記載してください。

【提出書類一覧表】

提出する書類		様式①	様式②	様式③ 様式③の2	様式④	
いずれのサービスも紹介率が80%を超えなかった場合		×	×	×	×	
いずれか1つのサービスでも紹介率が80%を超えた場合	正当な理由に該当しない	○	○	×	×	
	正当な理由に該当する	理由1	○	○	×	×
		理由2	○	×	×	×
		理由3	○	○	×	×
		理由4	○	○	×	×
		理由5ア	○	○	○(※1)	○
		理由5イ①	○	○	○(※2)	×
		理由5イ②	○	○	○(※2)	○
理由6	○	○	○	×		

※1 地域ケア会議等の議事録の写し、提出した居宅サービス計画書(第1表～第3表)の写しを添付してください。

※2 アセスメントの写し、居宅サービス計画(第1表～第7表)の写し(記録も含む)を添付してください。

7 提出先

- (1)提出先 〒886-8501 小林市細野300番地
小林市 健康福祉部 長寿介護課 介護保険グループ
- (2)提出部数 1部
- (3)提出方法 郵送または持参
郵送の場合、封筒左側に「特定事業所減算関係書類在中」と記載してください。